

千葉県請負工事監督検査事務処理要領

第1章 総 則

(通 則)

第1 千葉県の所掌する工事の請負契約の履行の監督及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法（以下「法」という。）、同施行令（以下「令」という。）、千葉県財務規則（以下「規則」という。）、千葉県建設工事適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）、千葉県建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）、その他法令に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(監督及び検査の実施細目)

第2 契約担当者は、法第234条の2第1項（契約の履行の確保）の規定により、契約の適正な履行を確保するために必要な監督（以下「監督」という。）及び規則第100条（検査調書の作成）の規定により、契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合に行う出来形を含む。）をするために必要な検査（以下「検査」という。）の実施細目を以下に定める。

第2章 監 督

(監督の体制)

第3 監督は、契約担当者が締結した契約に係る確認を監督職員が行うものとする。

(監督業務の分類)

第4 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監督総括業務（総括監督員）

- ア 工事請負契約書に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて委任したものの処理。
- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理。
- ウ 関連する2以上の工事監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理。
- エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の契約担当者への報告。
- オ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督及び監督業務の掌理。

(2) 現場監督総括業務（主任監督員）

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理。

イ 設計図、仕様書、その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾。

ウ 契約図書に基づく工程管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させて確認することを含む。以下同様。）で重要なものの処理。

エ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理。

オ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における、当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

カ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

(3) 一般監督業務（監督員）

ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理。

イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付、又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾。

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査（立会確認）の実施。（重要なものを除く。）

エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告。

オ 第6条第3項の規定により任命された監督員にあつては、第6条第4項の規定により任命された監督員の指揮監督及び一般監督業務の掌理。

(監督職員の担当業務等)

第5 工事請負契約の監督を行う監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

2 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員、総括監督員及び主任監督員又は監督員（主任監督員が置かれている場合に限る。）をそれぞれ置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、監督員を置かない場合における主任監督員は一般監督業務をそれぞれあわせて担当するものとする。

(監督職員の任命基準等)

第6 出先機関等における一般的な任命基準として、総括監督員は、当該工事を所掌する所属長を任命するものとする。

- 2 主任監督員には、所掌事務所等の工事を担当する課長職（支所長、出張所長、副主幹）を任命するものとする。
- 3 監督員には、所掌事務所等の工事担当者を任命するものとする。
- 4 所属長は、技術的条件を勘案し、特に必要があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、更に監督適任者を監督員に任命することができるものとする。

（監督職員の任命）

第7 監督職員の任命は、工事の請負契約ごとに行うものとする。

（契約の相手方への通知）

第8 契約担当者は、監督職員又は令第167条の15の規定により監督業務を委託した者の役職者及び氏名を契約ごとに、指導要綱の様式第11号による監督職員選任通知書により、契約の相手方に遅滞なく通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

（監督業務の技術基準）

第9 監督業務に必要な技術基準は、別に定めるものとする。

（監督に関する図書）

第10 監督職員は、次の各号に掲げる関係図書等（契約の相手方から提出された図書等を含む。）をそれぞれの監督業務に応じて工事打合簿等を作成し、経緯を明らかにしておくものとする。

- （1）工事の施工計画等に係る実施状況を記載した図書
- （2）契約の履行に係る工事履行報告及び工事工程表並びに工事打合簿等、協議事項（軽易なものを除く。）を記載した図書
- （3）工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- （4）その他、監督業務に係る図書

第3章 検 査

（検査の種類）

第11 検査は、共通仕様書、千葉県建設工事検査要綱に基づくものとする。

2 検査監検査の種類は、次の各号のとおりとする。

- （1）完 成 : 完成検査、完成（確認）検査
- （2）出来形 : 出来形検査、出来形（部分引渡し）検査、打切り清算検査
- （3）中 間 : 中間検査、中間（部分使用）検査

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。